



23文情運審第1号
平成24年3月21日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠 明



平成24年1月18日付23文企広第1111号による平成23年度諮問第1号
について、次のとおり答申します。

答 申

1 諮問事項

- (1) 後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の収集について
- (2) 上記(1)による収集の本人通知の省略について

2 審議会の結論

本件諮問に係る個人情報の収集を平成23年度において実施することについては妥当なものと認める。また、当該収集に係る本人通知を省略することも妥当であると認める。

3 理由

75歳以上の高齢者を対象とした状況把握訪問については、高齢者が地域で安心して暮らしていくために、行政として取り組むべき課題であると考えられる。

今回の状況把握訪問において未だ把握できていない高齢者への働きかけを進めていくため、後期高齢者医療の被保険者の給付情報のうち、未受診者のもの（以下「本件給付情報」という。）を収集すること（以下「本件収集」という。）については、状況把握の必要性から一定の合理性があり妥当なものと認める。

ただし、この個人情報は、医療保険給付等プライバシー性の高い機微情報であることから、収集した個人情報の運用についてはより一層適正かつ慎重な取り扱いが望まれる。

なお、本件収集は、本件給付情報により個人の安否確認が必要な対象者を抽出するものであり、その結果として本人に特段の不利益が発生するものではなく、また、個人情報大量になる可能性があることから、本件収集について本人への通知は省略して差し支えないものと認める。